

訪問介護事業所あんどん

訪問介護事業・介護予防訪問介護相当事業 運営規程

(事業の目的)

第1条 株式会社シークホープが開設する訪問介護事業所あんどん(以下、「事業所」という。)が行う訪問介護事業及び介護予防訪問介護相当事業(以下、「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護者、要支援者又は事業対象者(以下、「要介護者等」という。)に対し、入浴、排せつ、食事の介護及び調理、洗濯、掃除等の家事その他の日常生活全般にわたる世話又は支援等の適切な訪問介護及び介護予防訪問介護相当事業(以下、「訪問介護等」という。)を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 本事業の運営の方針は、以下のとおりとする。

- (1) 訪問介護等は、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。
 - (2) 事業者自らその提供する訪問介護等の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。
 - (3) 訪問介護等の提供に当たっては、訪問介護計画及び第1号訪問サービス計画(以下「訪問介護計画等」という。)に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な援助を行う。
 - (4) 訪問介護等の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法について、理解しやすいように説明を行う。
 - (5) 訪問介護等の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。
 - (6) 訪問介護等は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行う。
 - (7) 訪問介護等の提供に当たっては、入浴、排せつ、食事等の介護(身体介護)又は調理、洗濯、掃除等の家事(生活援助)を常に総合的に提供するものとし、特定の援助に偏しないようにする。
- 2 事業実施に当たっては、市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携に努める。
 - 3 事業所は、正当な理由なくサービス提供を拒まない。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 訪問介護事業所あんどん
- 2 所在地 青森市佃1丁目19-6

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 この事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名(訪問介護員と兼務)

管理者は、この事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。